

橋本市民病院連携登録医制度運用細則

(登録手続き)

- 第1条 連携登録医（以下「登録医」という）を希望する医師は、連携登録医申請書（別紙1）、連携登録医確認票（別紙2）及び個人情報保護に関する誓約書（別紙3）に必要事項を記入し、地域医療連携室に提出する。
- 2 有効期間については、有効期間終了の年度末までとする。ただし、期間満了までに退会の申し出がない場合は、1年ごとの自動更新となる。
- 3 登録料は無料とする。
- 4 登録後、1週間以内を目途に連携登録医証及びIDを発行する。

(登録医からの患者紹介)

- 第2条 登録医は、患者紹介に際しては専用予約申し込み書をFAXし新患外来予約をする。
- 2 紹介患者は、総合受付に紹介状及び、予約通知書を提出する。
- 3 時間外診療に関しては、救急外来受付に提出する。なお、この時は、登録医は可能な限り救急担当医に電話等で予め連絡をする。
- (紹介を受けた当院の対応)

- 第3条 紹介状に対する返書は必ず書くこととする。また、当院での診療が長期にわたる場合は、経過報告書を記載し情報の共有に務める。
- 2 紹介された患者は、当院における必要な治療が終わり次第、紹介元へ転医させることを原則とする。
- (登録医の病院訪問)

- 第4条 患者訪問あるいは、主治医との意見交換などについて、予め関係者に対しての連絡を必要とし、その連絡窓口は、日時調整も含めて地域医療連携室が担当する。
- 2 登録医が来院した際には、地域医療連携室において、登録医訪問記録簿に記入する。
- 3 主治医との意見交換の場として各病棟の相談室を使用する。当院への立ち入りについては「会則」第6条に従う。なお、在院中においては各自が持参した白衣を着用するものとする。
- 4 来院時間は、原則として病院の診療日の午後1時から午後4時までとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。
- 5 退出時には地域連携室において、退出の手続きを行うこととする。
- 6 来院時の駐車料は無料とする。退出時に救急入り口横の防災センターへ駐車券を持参し、無料出庫の手続きを行うものとする。

(診療報酬)

- 第5条 当院においては現在、開放型病床を有しない為、診療報酬上は請求不可であり無償である。
- (登録医の症例検討会等への参加)

- 第6条 地域医療連携室より、登録医に直接案内を行うこととする。
- 2 その他処々の問い合わせ窓口は、地域医療連携室が担当する。

(地域医療連携室 連絡先)

電話番号 0736-34-6116
FAX番号 0736-34-6117

附則 この会則は平成29年10月1日より施行する。